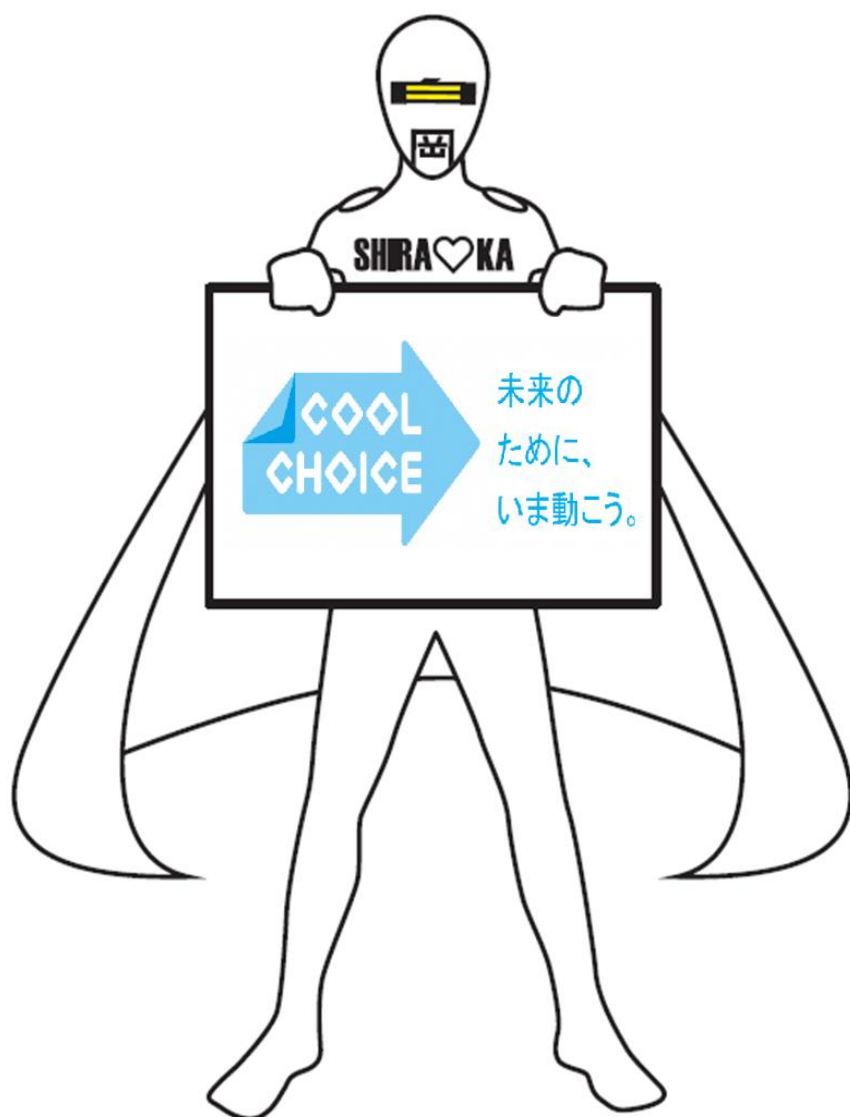


第3次 白岡市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



2022年3月

白岡市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 策定の背景	1
2 目的と位置付け	3
3 計画期間	3
4 対象範囲	4
5 対象となる温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガスの排出状況	5
1 温室効果ガスの算定方法	5
2 温室効果ガスの排出係数	5
3 白岡市における温室効果ガスの排出量の推計結果	6
4 白岡市における温室効果ガスの総排出量項目別割合	7
第3章 目標	8
1 第2次実行計画の達成状況	8
2 第3次実行計画の温室効果ガス削減目標	9
第4章 具体的な取組	11
1 取組の基本方針	11
2 主な取組内容	11
第5章 計画の推進	15
1 推進方法	15
2 推進体制	15
3 進捗状況の点検等	16
4 推進状況の公表	16
5 職員等の環境保全意識の向上	16

※ 地球温暖化対策の分野では西暦表記が一般的であることから、本計画では西暦表記を主体とします。

第1章 計画の基本的事項

1 策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大气や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、2013年から2014年にかけて発表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、人間の活動が地球温暖化の原因となっている可能性が非常に高いものと示されました。

既に世界的にも平均気温の上昇、氷河の融解、海面水位の上昇などが観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされ、脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、京都議定書に代わる新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑えるべく、全ての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。法第21条第1項により全ての市町村が、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられました。

また、2016年には地球温暖化対策計画の閣議決定により、我が国の中期目標として、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26%の削減をすることを掲げていましたが、2021年4月には新たな目標として46%の削減に改められ、同年5月には法の改正により、「2050年までの脱炭素社会の実現」の方針が明記されました。

本市では、2017年5月に策定した「第2次実行計画」に基づき省エネルギー、省資源の推進、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の排出抑制等に取り組んできました。

また、2021年3月には「第2次白岡市環境基本計画」を策定し、市、市民、事業者が一体となり温暖化対策を推進することとしています。

上記の背景を踏まえ、「第3次白岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、「第2次白岡市環境基本計画」との整合を図りつつ、2026年度までの計画期間における、本市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めます。

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

【参考】国の地球温暖化対策計画（抜粋）

○地方公共団体の率先的取組と国による促進

地方公共団体は、本計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画事務事業編を策定し実施する。自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである。

その際には、原則として全ての事務及び事業を対象として、各事務及び事業の担当部局による責任ある参画の下、いわゆるP D C Aのための体制を構築・運営することを通じて、実効的・継続的な温室効果ガス排出の削減に努めることとする。

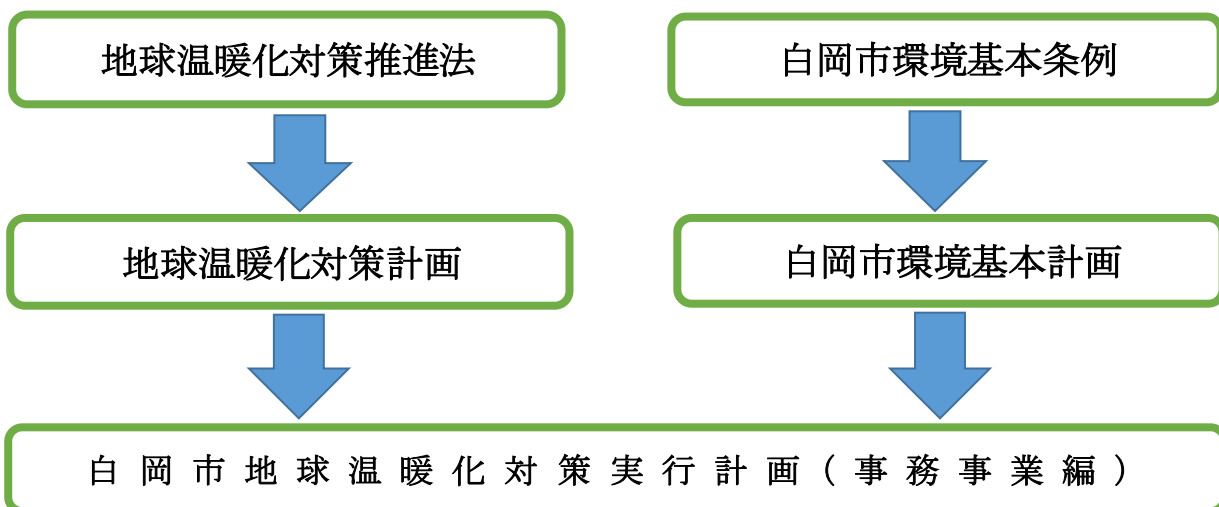
-
- ・地方公共団体においては、庁舎等におけるエネルギー消費のみならず、廃棄物処理事業、上下水道事業、公営の公共交通機関、公立学校、公立病院等の運営といった事業からの温室効果ガス排出量が大きな割合を占める場合がある。このため、地方自治法に定められた全ての行政事務を対象とする。
 - ・また、外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対し、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請する。
 - ・具体的な取組として、特に、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先したZEBの実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する。

2 目的と位置付け

本計画は、白岡市が市内の一事業者として、地球温暖化防止のために自ら率先し、事務事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制するための計画です。

法第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、本市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出削減へと導くことを目的としています。

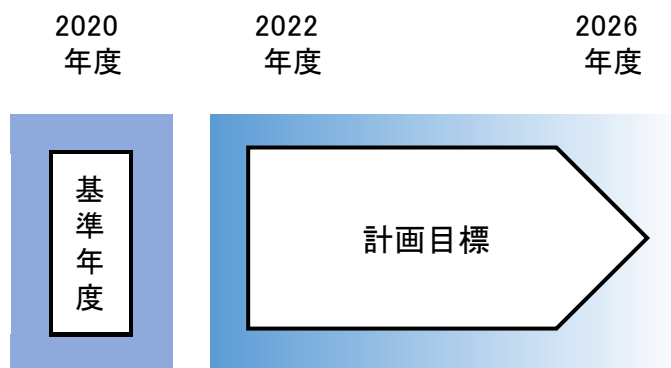
なお、「白岡市環境基本計画」は本計画の上位計画となります。



3 計画期間

本計画は2020年度を基準年度とし、計画期間は、2022年度から2026年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、計画の前提が大きく変わるような国政や社会情勢、法規制等の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の目標や取組等について見直しを行うものとします。



4 対象範囲

本計画の対象範囲は、本市が行う事務及び事業全般を対象とし、民間事業者等への指定管理者制度や委託等を実施している事業・施設、計画期間中に新設される施設等についても対象とします。

5 対象となる温室効果ガス

本計画で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定された以下の1～7の7種類のガスです。

しかしながら、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、排出源が多岐にわたり排出量の算定が困難な一方、排出量は微量であり、地方公共団体ではほとんど該当がないため、対象から除外します。

本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

■温室効果ガスの種類

ガスの種類		人為的な発生源	
1	二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
		非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
2	メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約25倍の温室効果がある。	
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約298倍の温室効果がある。	
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン・住宅用エアコン・冷蔵庫・消火器等の使用や廃棄時に排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約1,430倍の温室効果がある。	
5	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約6,500～9,200倍の温室効果がある。 （地方公共団体では、ほとんど該当しない。）	
6	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量当たり約23,900倍の温室効果がある。 （地方公共団体では、ほとんど該当しない。）	
7	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。 （地方公共団体では、ほとんど該当しない。）	

※HFCは物質群で、法の対象となる具体的物質名は、法施行令第1条（HFC19物質）に掲げられている。

※PFCは物質群で、法の対象となる具体的物質名は、法施行令第2条（PFC9物質）に掲げられている。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの算定方法

本計画において対象とする温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC））ごとに燃料及びエネルギーの使用量や車両の走行距離等にそれぞれ固有の排出係数を乗じて求めます。

（例）電気の場合

$$\begin{aligned} & \text{電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ & = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{電気の使用に係る二酸化炭素排出係数 (kg-CO}_2\text{/kWh)} \end{aligned}$$

さらに、各温室効果ガス排出量に地球温暖化係数を乗じて二酸化炭素量に換算したものの総量が「温室効果ガス総排出量」となります。

$$\begin{aligned} & \text{二酸化炭素換算温室効果ガス総排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ & = \sum (\text{各温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \end{aligned}$$

2 温室効果ガスの排出係数

温室効果ガス排出係数は、環境省から公表された「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成29年3月）」により示されている排出係数を用います。

ただし、地球温暖化対策推進法施行令の改正により排出係数に変化が生じた場合は、その施行日以後に公表・算定するものについては、改正後の排出係数を用います。

また、電気の排出係数は、各年度の前年度実績に基づき環境省・経済産業省が公表する「電気事業者別排出係数（政府及び地方公共団体における温室効果ガス総排出量算定用）」を使用します。

これにより、本市が排出係数の低い電力を導入した際の効果が実績に反映されます。

各種燃料の炭素排出係数

調査項目		固有単位	使用する排出係数	単位
燃料使用量	ガソリン	L	2.32	kg/L
	灯油	L	2.49	kg/L
	軽油	L	2.58	kg/L
	A重油	L	2.71	kg/L
	液化石油ガス(LPG)	kg	3.00	kg/kg
	液化天然ガス(LNG)	kg	2.70	kg/kg
	都市ガス	m ³	2.23	kg/m ³
東京電力株式会社		kWh	0.457	kg/kWh

3 白岡市における温室効果ガスの排出量の推計結果

本市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの2020年度の推計結果は、以下のようになります。

■温室効果ガス別の内訳

■活動項目別の温室効果ガス総排出量(2020年度)

温室効果ガスの種類		排出量	地球温暖化係数 ※1	年間排出量 (kg-CO ₂)	割合
二酸化炭素	CO ₂	3,299,598.48 (kg-CO ₂)	1	3,299,598.48 (kg-CO ₂)	99.953%
メタン	CH ₄	2.30 (kg-CH ₄)	25	57.39 (kg-CO ₂)	0.002%
一酸化二窒素	N ₂ O	4.98 (kg-N ₂ O)	298	1,483.52 (kg-CO ₂)	0.045%
ハイドロフルオロカーボン	HFC	0.00 (kg-HFC)	1,430	0.00 (kg-CO ₂)	0.000%
※各数値は小数点第3位を四捨五入しているため、計算をしても必ずしも表記されている数値とは一致しません。				3,301,139.39 (kg-CO ₂)	100.000%

■太陽光発電パネル【生涯学習センター屋上】



4 白岡市における温室効果ガス総排出量項目別割合

活動項目		単位	活動量 (使用量等)	対象 ガス	排出係数	地球温暖化 係数	2020年度 年間排出量 (kg-CO2)	割合		
燃料 使用 量	ガソリン	L	22,164.37	CO ₂	2.32	※2	1	51,458.13	1.56	
	灯油	L	100,641.00	CO ₂	2.49		1	250,544.09	7.59	
	軽油	L	2,372.39	CO ₂	2.58		1	6,132.54	0.19	
	A重油	L	1,920.00	CO ₂	2.71		1	5,202.49	0.16	
	液化石油ガス(LPG)	kg	9,832.73	CO ₂	3.00		1	29,498.19	0.89	
	液化天然ガス(LNG)	kg	0.00	CO ₂	2.70		1	0.00	0.00	
	都市ガス	m ³	0.00	CO ₂	2.23		1	0.00	0.00	
	電気使用量		kWh	6,469,941.00	CO ₂		0.457	※3	1	2,956,763.04
自動車 の 走行 量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	60,592.00	CH ₄	0.00001	※1	25	15.15	0.00
					N ₂ O	0.000029		298	523.64	0.02
		軽自動車	km	32,772.00	CH ₄	0.00001	25	8.19	0.00	
					N ₂ O	0.000022	298	214.85	0.01	
		小型貨物車	km	53,985.00	CH ₄	0.000015	25	20.24	0.00	
					N ₂ O	0.000026	298	418.28	0.01	
	軽貨物車	km	40,802.96	CH ₄	0.000011	25	11.22	0.00		
				N ₂ O	0.000022	※2	298	267.50	0.01	
	特殊用途車両	km	0.00	CH ₄	0.000035	25	0.00	0.00		
				N ₂ O	0.000035	298	0.00	0.00		
	軽油	普通貨物車	km	0.00	CH ₄	0.000015	25	0.00	0.00	
					N ₂ O	0.000014	298	0.00	0.00	
		特殊用途車両	km	7,953.00	CH ₄	0.000013	25	2.58	0.00	
					N ₂ O	0.000025	298	59.25	0.00	
HFC-134a封入カーエアコン使用台数		台	0.00	HFC	0.015		1,430	0.00	0.00	
合 計								3,301,139.39	100.00	

※排出係数を除く各数値は小数点第3位を四捨五入しているため、計算をしても必ずしも表記されている数値とは一致しません。

[出典]

※1 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条、温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成29年3月 環境省)

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条、温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成29年3月 環境省)

※3 「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出算定用)-R1年度実績-R3.1.7環境省・経済産業省公表」の東京電力エナジーパートナー株式会社の係数

第3章 目標

1 第2次実行計画の達成状況

(1) 第2次実行計画における取組

2017年度に策定した第2次実行計画では、施設や公用車の運用改善等のソフト的取組を主体に、本市が管理する事務及び事業等を起源とする温室効果ガスの排出削減を図り、2015年度を基準年度として、2021年度における温室効果ガス排出量を5%削減することを目標に取組を推進してきました。

■第2次実行計画の概要

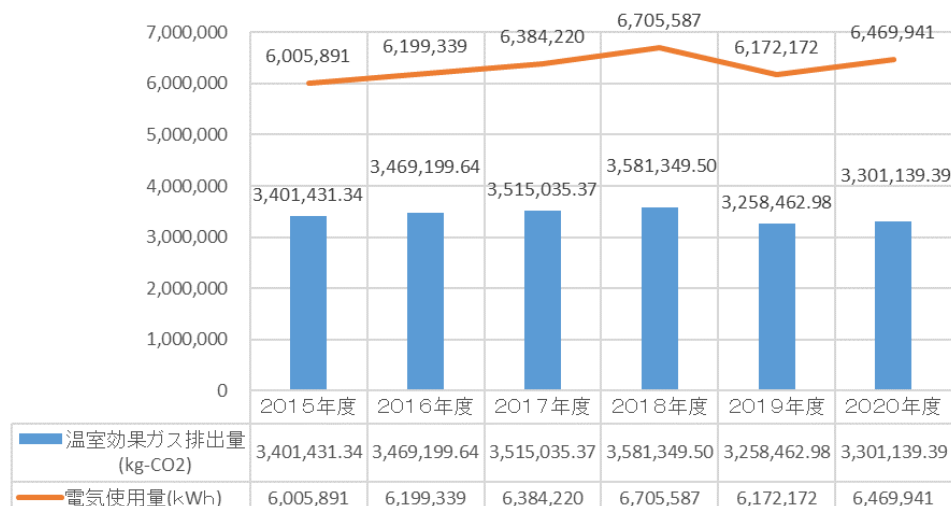
計 画 期 間	2017年度～2021年度
基 準 年	2015年度
対 象 ガ ス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、 一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)
対 象 範 囲	本市が管理する事務及び事業
削 減 目 標	基準排出量(3,401,431.34 kg-CO ₂)に対して、 5%削減(3,231,359.77 kg-CO ₂)

(2) 電気使用量と温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の約9割を占める電気の使用量は、第2次実行計画の基準年度である2015年度以降、増加傾向にあり、2020年度の電気使用量は2015年度と比較して、約7.7%増加しています。

一方で、温室効果ガス排出量については電力CO₂排出係数が年々低下していることから、横ばいで推移してきており、2020年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度である2015年度と比較して、約3%減の3,301,139.39kg-CO₂となりました。

温室効果ガス排出量と電気使用量の推移



(3) 評価

前述のとおり、電気の使用量は、第2次実行計画の基準年度である2015年度以降、増加傾向にあります。特に、2018年度には熊谷市で日本歴代最高気温となる41.1℃を記録するなど全国的に記録的な高温となり、夏（6－8月）の平均気温は、東日本（関東甲信・東海・北陸）で平年比+1.7℃と、1946年の統計開始以降で最も高くなりました。

このことから、同年度は電気の使用量が増加し、本市における温室効果ガス排出量は、記録が残る2000年度以降で最も多い年となっています。

一方で、電力CO₂排出係数は年々低下しており、基準年度である2015年度の0.500から、2020年度は0.457に低下しました。このことが主な要因となり、2020年度における全体の排出量は、2015年度と比較して約3%減となりました。しかしながら、目標としている2021年度における温室効果ガス排出量5%削減の達成は難しい状況にあります。

本市では第2次実行計画に基づき、節電の徹底、低燃費・低公害車の導入、公共施設や防犯灯のLED化等が図られましたが、既存施設の設備老朽化による効率低下、学童保育所や生涯学習センターこもれびの森など、公共施設の新設及び各小・中学校への空調設備導入等により電気使用量が増加し、温室効果ガスの排出量削減の負荷となったものと考えられます。

(4) 課題

地球温暖化対策の推進については、職員一人一人に対して、温室効果ガスの排出量削減に資する省エネの取組を始めとして、事務・事業全般において広く環境負荷の低減に向けた啓発を行い、環境意識の向上を更に図る必要があります。

また、施設を管理する部署においては、電力CO₂排出係数の低い小売電気事業者への契約の切替えや、施設や設備の新設・更新時には、再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入することがこれまで以上に求められています。

2 第3次実行計画の温室効果ガス削減目標

白岡市においては、国際社会、国・埼玉県の一員として、2050年度を見据え、温室効果ガス排出実質ゼロに向けた国・県等の目標を共有します。

(1) 国の削減目標

2020年10月26日に政府は、パリ協定に定める目標（世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃までに制限する努力をする）等を踏まえ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

また、2021年4月22・23日に開催された米国主催気候サミットでは、我が国が2030年度において、2013年度比で46%の温室効果ガス削減を目指すことを宣言するとともに、さらに50%削減の高みに向け挑戦をしていく決意を表明しました。

その後、2021年5月26日に成立した改正地球温暖化対策推進法では、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを基本理念として明記されました。

(2) 県の削減目標

県では2020年3月に、国内外の地球温暖化対策に関する情勢の変化や、温暖化の影響の深刻化を踏まえて「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）」を策定しました。

この計画では2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度比26%削減）を示すとともに、将来像として「脱炭素社会及び気候変動に適応した持続可能な社会」の実現を目指すこととしています。

(3) 白岡市の削減目標

本市も地方公共団体として国の施策に寄与すべく、国の削減目標に準じた高度な温室効果ガスの削減が望まれます。

国が示す削減目標に準じ、2050年のカーボンニュートラルを目指した場合、毎年約110,000kg-CO₂の削減が必要となり、本計画の最終年である2026年度までに2020年度比で約20%の削減が必要となります。

上記の国及び県の削減目標を参考として、本市においては、2026年度までの温室効果ガスの削減目標を次のとおり設定します。

■温室効果ガスの削減目標

項目	基準値（2020年度）	目標値（2026年度）	削減率
総排出量	3,301,139.39 kg-CO ₂	2,640,911.51 kg-CO ₂	20%

※1 基準値は、基準年度である2020年度の実績値を示します。

※2 目標値は、実行期間を2022年度から2026年度までの5年間として設定しています。なお、温室効果ガス排出量の算定の基礎となる排出係数は、基準年度に対して固定した場合の値を示します。

第4章 具体的な取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

2 主な取組内容

(1) 電気使用量の抑制

ア 電気製品の効率的な利用

【照明関係】

- ・ 昼休みや時間外には unnecessary な照明を消します。
- ・ 会議室、給湯室及びトイレ等を使用していないときは消灯します。
- ・ 事務室等で部分的に消灯できる場合は、事務に支障のない範囲で消灯します。

【OA機器関係（パソコンなど）】

- ・ 長時間席を外すときや外出などのときは、省エネモードに設定するか、機器の電源を切ります。
- ・ 画面の明るさを控えめに設定し、省電力機能を有効に活用します。

【冷暖房関係】

- ・ 冷暖房時における事務室等の適正な室温設定を徹底します。
- ・ 職員の「クールビズ」、「ウォームビズ」を推進します。
- ・ 冷房の際は、効率を上げるため、ブラインド等で遮光します。
- ・ 暖房の際は、効率を上げるため、太陽光を積極的に取り入れます。
- ・ 冷暖房使用時は扇風機やサーキュレーターの併用により、室内の温度ムラを解消し、冷暖房の設定温度を保ちます。
- ・ 空調設備の空気の吹き出し口付近に、空気の流れを遮断するような障害物を置かないようにします。
- ・ 冷暖房のスイッチは会議開始直前に入れ、会議終了直前に切ります。

【その他の電気製品及び共通事項】

- ・ 電気ポットは、省エネ型又は省エネモードを利用します。
- ・ 退庁時には、電気製品の主電源を切ります。
- ・ 機器に影響のない範囲でコンセントを抜き、待機電力の削減に努めます。
- ・ コンセントは、スイッチ付き省エネタップに切り替えます。
- ・ エレベーターの使用は最小限とし、階段を利用します。

イ 省電力型施設、設備、機器類の導入推進

- ・ 新たな施設、設備、機器の導入に当たっては、より省電力のものを選べます。
- ・ 施設の新築、改築の際には、冷暖房効率のよい構造とします。
- ・ 既存の施設においても、照明のLED化等を進めます。

- ・自動販売機の設置更新の際は、省エネルギー型を導入するよう設置者に要請します。

ウ 再生可能エネルギーの導入検討

- ・施設の新築、改築の際には、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・既存の施設においても、再生可能エネルギーの導入を推進します。

エ 電気使用の適正管理

- ・施設の適正な電力使用に努めるとともに、節電行動を継続的に実施します。
- ・排出係数の低い電力会社を利用します。

(2) 燃料使用量の抑制

ア 自動車の効率的な利用及び省エネ運転の励行

- ・自動車を運転する際は、急発進、急加速の禁止、早めのアクセルオフ等のエコドライブを心がけます。
- ・給油時にタイヤの空気圧をチェックするなど、日常的な保守・点検に努めます。
- ・目的地が近い場合は、荷物等があるときや雨天のときなどを除いて自動車は利用せず、自転車等の利用を推進します。
- ・必要最低限の荷物を積むようにします。
- ・出張の際は、できる限り公共交通機関を利用します。
- ・公用車を使用する際は、走行記録、給油等の記録をし、燃料使用量の削減意識を高めます。
- ・公用車から離れるときは、必ずエンジンを切るようにします。

イ 燃料使用設備、機器の効率的、効果的な利用

- ・冬期は部屋の保温等を工夫し、暖房器具の燃料使用量を減らします。

ウ 省エネ型設備、機器等の導入推進

- ・ボイラーなどのエネルギー供給設備の設置の際には、燃焼効率の高いものを選びます。
- ・公用車の更新に当たっては、電気自動車やハイブリッド車など、低燃費、低公害型のものを選びます。

(3) 廃棄物の排出抑制

ア 廃棄物の分別、再資源化の推進

- ・廃棄物の分別基準に従って、廃棄物をきちんと分別します。
- ・紙類はできる限り資源物として出します。
- ・マイボトル・マイバッグ等を積極的に利用します。

イ 3Rを基本とした製品等の購入、使用

- ・製品の購入に当たっては、3R（それが本当に必要なものか、再使用あるいは再生利用できるものか）を考えます。
- ・各種工事の施工に当たっては、生活環境や自然環境の影響、資源のリサイクル等を考慮した環境への負荷の少ない工法、原材料を選ぶようにします。

- ・遊休物品の利活用・再利用に努めます。

(4) 紙使用量の抑制

ア 紙製品、印刷物の効率的な使用

- ・資料等はなるべく簡素化し、必要な部数だけコピー、印刷をします。
- ・コピー及び印刷の際は、両面印刷を徹底し、集約印刷、縮小コピーなど紙の使用を減らす工夫をします。
- ・コピー及び印刷の際は、パソコンや印刷機の設定を確認し、印刷ミスを減らします。
- ・裏面に印刷がないミスコピー用紙及び不用紙は、メモ用紙、試し刷り及びFAX用紙などに用い、有効利用を図ります。
- ・個人持ちの資料は必要最低限とし、課単位等で共有するようにします。
- ・回覧で足りるものは、個人配布をしないようにします。
- ・使用済み封筒の有効利用を図ります。
- ・パンフレット、報告書等の印刷は、利用頻度を考慮し、必要最小限にとどめます。
- ・業務のデジタル化による、ペーパーレス化を推進します。

イ 環境に配慮した紙製品の購入及び使用

- ・使い捨て製品の使用を自粛し、再生利用が可能な紙製品を購入します。

(5) 水道使用量の抑制

ア 節水意識の高揚

- ・節水を常に心がけ、水道蛇口をこまめに閉めます。
- ・洗剤の適量使用を徹底し、すすぎ等の使用量を減らします。
- ・施設において水道蛇口がある場所に標語等を掲示し、節水を呼びかけます。
- ・施設における毎月の水道使用量を把握し、無駄使いや漏水等の点検を行います。

イ 公共施設などにおける節水設備の導入推進

- ・施設を新築改築する際は、雨水貯留施設等の設置を検討します。
- ・施設を新築改築する際は、節水型の設備等の導入を進めます。

(6) 環境物品等の調達推進

ア 環境に配慮した製品等の購入、使用

- ・国のグリーン購入調達品目に掲げる商品の購入を進めます。
- ・再利用、再生利用が可能な製品、長期使用が可能な製品の購入を基本とし、使い捨て製品は購入しません。
- ・物品の在庫管理等を適切に行い、物品等の購入は計画的に行います。

イ 環境に配慮した容器包装製品の購入、使用

- ・再生利用が可能な、あるいは簡素な容器包装の製品を購入します。
- ・使い捨て容器の製品ではなく、詰め替え等が可能な製品を購入します。

- ・リサイクルの仕組みが確立している容器包装製品を購入します。

(7) 二酸化炭素の吸収源対策

ア 緑化の推進

- ・可能な施設においては、緑のカーテンの設置、ベランダ、壁面の緑化など、植物による冷房効果を利用した省エネ策を講じます。

(8) 実施体制・評価体制の整備及び職員の意識啓発

ア 全ての職員が目標達成に向けて取り組む体制の整備

- ・地球温暖化の影響が現れ始めている事象について情報を共有し、地球温暖化対策に取り組む意識・気運の醸成を図ります。
- ・環境政策推進会議を中心とした取組を進め、計画の点検・評価、見直しを行います。

イ 地域の環境保全活動への積極的な参加

- ・地域での環境保全活動に関心を持ってもらえるよう様々な情報を提供し、積極的な参加を促します。
- ・「エコライフDAY」をはじめとした、地球温暖化対策に関する取組に積極的に参加します。

ウ エコ通勤の推進

- ・周辺地域の渋滞問題や地球温暖化等の原因となる通勤交通について、より望ましい在り方を考えます。



第5章 計画の推進

1 推進方法

計画の実効性を確保するため、PDCAサイクル（Plan＝計画、Do＝推進、Check＝点検、Action＝見直し）により、継続的改善を行います。



2 推進体制

(1) 環境政策推進会議

本計画は、全庁的な取組を目指すものであり、職員、各小・中学校教職員及び会計年度任用職員等（以下「職員等」という。）が確実に実施する必要があります。

そのためには、計画の取組状況について評価を行い、目標や取組内容の見直しを行う必要があるため、副市長及び各部長並びに各所属長をもって構成する白岡市環境政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置して、評価を行い、適宜目標や取組内容の見直しを図ります。

(2) 白岡市環境政策実行委員会

さらに、その下部組織として、主査級職員及びそれに準ずる職以上のもので構成し、環境課長を委員長とする白岡市環境政策実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置して、本計画で推進する取組について、職員等に周知を図るとともに、取組状況のとりまとめを行います。

推進会議

実行委員会に取組状況の結果等を報告させ、実施計画の決定及び実施状況を把握し、評価を行い、目標や取組内容の見直しを図る。

各所属長

本計画の適切な執行・実施状況の管理を行う。

実行委員会

本計画で推進する取組内容について、職員等に周知を図るとともに、取組状況のとりまとめを行う。

職員等

計画に基づき取組を行う。

3 推進状況の点検等

本計画を確実に推進していくために、取組事項の実施及び数値目標の達成状況について、次のとおり定期的に点検・評価を行います。

(1) 各課等における推進状況の点検

実行委員は、毎年度はじめに前年度の各課等において所管する施設等の「燃料使用量等報告書」（以下「報告書」という。）を作成し、所属長を通じて委員長に提出します。

所属長は、委員長に報告書を提出するとともに、計画の推進状況を常に把握し、推進に努めます。

委員長は、取組事項の実施状況をとりまとめ、推進会議に適宜報告します。

推進会議は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取組内容等の見直しを行います。

4 推進状況の公表

当該計画の推進状況については、毎年度、市民に公表します。

5 職員等の環境保全意識の向上

本計画の取組については、積極的に職員等への周知を図り、環境保全意識の向上と取組の円滑な推進に努めます。

燃料使用量等報告書

所管課等

施設等名

調査年度	調査月	燃料使用量					電気使用量 (kWh)	水道使用量 (m ³)	走行距離					HFC-134a封 入カーエアコン 使用台数		
		ガソリン (ℓ)	灯油 (ℓ)	軽油 (ℓ)	A重油 (ℓ)	LPガス (m ³)			普通・小型 (km)	軽自動車 (km)	小型貨物車 (km)	軽貨物車 (km)	普通貨物車 (km)		軽油 特殊用途車 (km)	
	4															
	5															
	6															
	7															
	8															
	9															
	10															
	11															
	12															
	1															
	2															
	3															
	計															